

埼玉県指定管理者運営状況検証委員会設置要綱

(目的)

第1条 指定管理者による公の施設の管理運営状況等を検証するため「埼玉県指定管理者運営状況検証委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は次の事項について所掌する。

- (1) 次年度に選定替えを行う公の施設について指定管理者による管理運営状況を検証するとともに選定方法等について意見を述べること。
- (2) 新たに指定管理者制度を導入し、次年度に候補者選定を行うことを予定する公の施設について、選定方法等について意見を述べること。
- (3) その他指定管理者の管理運営方法等に関して意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は委員5名以内で組織する。

2 委員会は次の委員をもって構成し、知事が就任を依頼する。

- (1) 企画財政部行政・デジタル改革局長
- (2) 学識経験を有する者

3 委員会に委員長を置き、企画財政部行政・デジタル改革局長の職にある委員をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会は委員長が招集し、これを開催する。

2 会議は委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議長は委員長が当たる。

4 委員長に事故があったとき又は欠けたときは、あらかじめ議長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の議決により、非公開とすることができます。

(1) 会議において、埼玉県情報公開条例(平成12年12月26日条例第77号)第10条各号に定める情報に該当すると認められる事項について検証等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部行政・デジタル改革課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。